

藤枝市 公告

森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第七条第1項の規定により公告する。

なお、下記のとおり定めた経営管理権集積計画は、下記場所において縦覧に供する。

令和5年12月1日

藤枝市長 北村正平

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No	地区名	大字	森林面積	森林所有者 件数	筆数	備考
1	岡部1 地区	岡部	20.14ha	12件	58筆	整理番号 岡部1(R05) -01~-05 -07~12、14
2	以下余白					
3						

2 縦覧場所

藤枝市産業振興部 農林基盤整備課（藤枝市役所南館1階）

※ホームページでも閲覧できます。

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が藤枝市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。